

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について

共同住宅等における燃料供給施設については、従前より「配管による灯油の供給施設に関する運用基準について」(昭和 44 年 11 月 26 日付け消防予第 269 号)により運用をお願いしているところですが、今般、新たな供給方式の開発・普及が見込まれること等を踏まえ、下記のとおり運用上の指針を定めました。

つきましては、本通知による運用にご配慮いただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名等について次のとおり略称を用いましたのでご承知願います。

- 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
. . . 法
危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号) 令
危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号) 則

記

第 1 共同住宅等における燃料供給施設に関する消防法令の適用等

共同住宅(一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。)、学校、ホテル等(以下「共同住宅等」という。)に灯油又は重油(以下「灯油等」という。)を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設(以下「共同住宅等の燃料供給施設」という。)については、下表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる法令が適用されること。

区分	消防法令の適用
専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備	専用タンクの容量が指定数量以上である場合は燃料供給施設として一の一般取扱所として法第 3 章が適用
燃焼機器等	法第 9 条に基づき市町村の火災予防条例が適用

冷暖房用等のボイラー	危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第3章が適用。指定数量未満である場合は燃料供給施設の一般取扱所を含めて一の一般取扱所として法第3章が適用
------------	---

* 表中の用語の定義については、次のとおり。

- 「専用タンク」： 灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用使用するタンク。ただし、表中の冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができること。
- 「中継タンク」： 専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク
- 「戸別タンク」： 専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も燃焼機器に近いタンク。
- 「供給配管等」： 専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等
- 「燃焼機器等」： 戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

第2 一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する運用

1 燃料供給施設の位置、構造及び設備に関する事項

燃料供給施設のうち、別紙1に掲げる要件に適合するものにあつては、一般取扱所として次により運用して差し支えないこと。

- (1) 令第19条第1項において準用される令第9条の規定のうち、同条第1項第1号、第2号、第4号から第16号まで及び第18号から第20号までについては、令第23条を適用し、当該規定を適用しないこととして差し支えないこと。
- (2) 一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限ることができること。なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合にあつては、第1の表中の取扱いによること。

2 危険物取扱者に関する事項

危険物施設となる共同住宅等の燃料供給施設においては、法第13条第3項の規定に従って危険物の取扱いを行う必要があること。

- (1) 専用タンクに危険物を荷卸しする場合は、荷卸しする移動タンク貯蔵所の危険物取扱者と一般取扱所の危険物取扱者の双方が立ち会う必要があること。
- (2) 通常の燃料消費に伴う危険物の取扱いについても、危険物取扱者による取扱い等が必要であるが、次のいずれかにより運用することとして差し支えないこと。この場合において、当該施設における監視・制御等の方法、これに係る人員・組織等について、あらかじめ明確化されていること（[別紙1](#)）。

ア 危険物取扱者の資格を有する共同住宅等の管理人等が監視・制御等を行う方式

(数棟を一括管理している場合を含む。)

イ 共同住宅等が管理会社、燃料の販売店等に業務を外部委託し、当該管理会社、販売店等の危険物取扱者が監視・制御等を行う方式(ウに掲げる場合を除く。)。この場合において、当該危険物取扱者は、監視・制御等を行う共同住宅等において、異常がないことを1日1回以上確認すること。

ウ 電話回線等を活用して、戸別タンクへの灯油等の供給に関する監視・制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う方式

なお、危険物の取扱い状況を監視することはできるが、遠隔制御することができない方式にあっては、漏えい等の異常を検知した場合に即応できる体制を構築する必要があること。

また監視・制御等が当該施設の所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該施設の監視・制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事)と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

第3 運用上の留意事項

本通知の発出に伴い、[別紙2](#)に掲げる従前の通知等を廃止する。ただし、現に存する共同住宅等の燃料供給施設については、なお従前の例によることとして差し支えないこと。

一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する技術指針

1 中継タンクを有する供給方式（[例図 1 ~ 2](#)）

(1) 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とすること。

(2) 専用タンクは、令第 12 条第 1 項（第 3 号を除く。）若しくは第 2 項（同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 3 号を除く。）又は第 13 条第 1 項（第 5 号を除く。）第 2 項若しくは第 3 項（これらの項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号を除く。）の規定の例によること。

(3) 中継タンクは、次によること。

ア 一の中継タンクの容量は、1000 l 未満とすること。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができること。

イ 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設けること。（[例図 3](#)）

(ア) 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量）以上とすること。

(イ) 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造であること。

(ウ) 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設けること。

(エ) 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造であること。

ウ 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。

エ 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管を（4）キに規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設けること。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径より大きいものとする。

オ 中継タンクの戻り管には、弁を設けないこと。

カ 中継タンクは、アからオまでによるほか、令第 11 条第 4 号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）第 5 号から第 9 号、第 11 号及び第 12 号又は第 12 条第 5 号から第 8 号及び第 10 号から第 11 号の規定の例によること。

ただし、容量 200l 以下の中継タンクの板厚については、厚さ 2.3mm 以上の鋼板とすることができる。

(4) 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設けること。この場合において、戸別タンクは次によること（[例図 4](#)）。

ア 戸別タンクの容量は、30l 以下とすること。

イ 戸別タンクは、厚さ 1.2mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有す

- る材料で気密に造ること。なお、通気管は、設けないことができるものであること。
- ウ 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設けること。
- エ 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- オ 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定すること。
- カ 戸別タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- キ 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設けることとし、その口径は、供給用の配管の口径より大きいものとする
こと。
- ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない（[例図 4 - 2](#)）。
- ク 戸別タンクの戻り管には、弁を設けないこと。
- ケ 戸別タンクに大気圧を超える圧力がかかった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置が設けられていること。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りるものであること。
- (5) 配管は、令第 9 条第 1 項第 21 号の規定の例によるほか、次によること。
- ア 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接等によること。
- イ 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けないこと。
- ウ 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること（幅 30cm 以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色）。なお、当該表示については、室内にある配管にあっては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあっては、見易い箇所に 1 箇所以上表示すること。
- エ 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動又は手動の弁を設けること（[例図 4](#)）。
- オ 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、エの弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置が講じられていること（[例図 4](#)）。
- (6) 消火設備は、次によること。
- ア 専用タンクには、第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
- イ 中継タンクには、第 5 種の消火設備を 1 個以上設けること。
- ウ 戸別タンクに対する第 5 種の消火設備は、建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く。）の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合はそのホールごとに 1 個以上設けること。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に 1 個以上設けることで差し支えない。
- なお、当該消火設備については、法第 17 条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできないこと。

(7) その他の設備

ア 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有すること。

イ 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設けること（地：赤色、文字：白色）。

2 中継タンクを有しない供給方式（[例図 5](#)）

(1) 設置場所は、1（1）の例によること。

(2) 専用タンクは、1（2）の例によること。

(3) ポンプは電磁ポンプとし、次によること。

ア 電磁ポンプは、油漏れのしない構造であること。

イ 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設けること。

(4) 戸別タンクは、1（4）の例によるほか、次によること（[例図 6](#)）。

ア 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御すること。

(ア) フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放すること。

(イ) フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖すること。

(ウ) フロートスイッチの故障に備えて、(イ)の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設けること。

(エ) フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖すること。

イ 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示すること。

ウ 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設けること。当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものであること。

エ 戸別タンクの設置高さは、燃焼器具から垂直方向に 2.5m 以下とすること。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りでない。

(5) 配管は、1（5）によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設けること。

(6) 消火設備は、1（6）ア、ウによること。

(7) その他の設備は、1（7）イによるほか、次によること。

ア 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設けること（[例図 5](#)）。

イ 緊急遮断装置には、1（7）イと同様の標識を設けること。

ウ 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止すること。

エ 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長い場合、灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的なポンプ（以下「オイルリフター」という。）を設置する場合は、次によること。

(ア) オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないこと。

(イ) オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有すること。

(ウ) オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置すること。
この場合において、当該戻り管には弁を設けないこと。

(エ) オイルリフターは、十分な容量（概ね 1 l 以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されていること。

3 その他

1 及び 2 によるほか、次に係る事項を明確にすること。

(1) 供給設備の監視、制御等を行う場所

(2) 供給設備の監視、制御等を行う体制

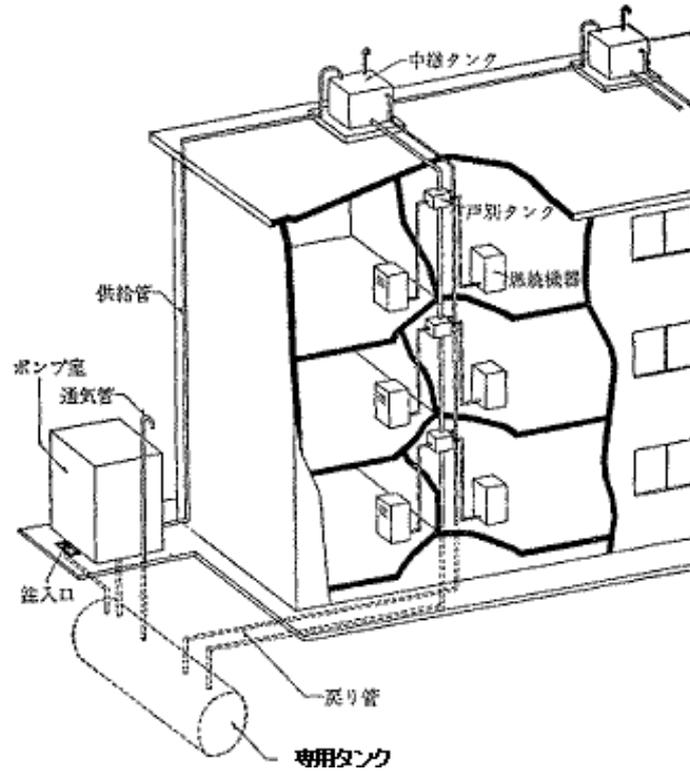
(3) 供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制

別紙 2

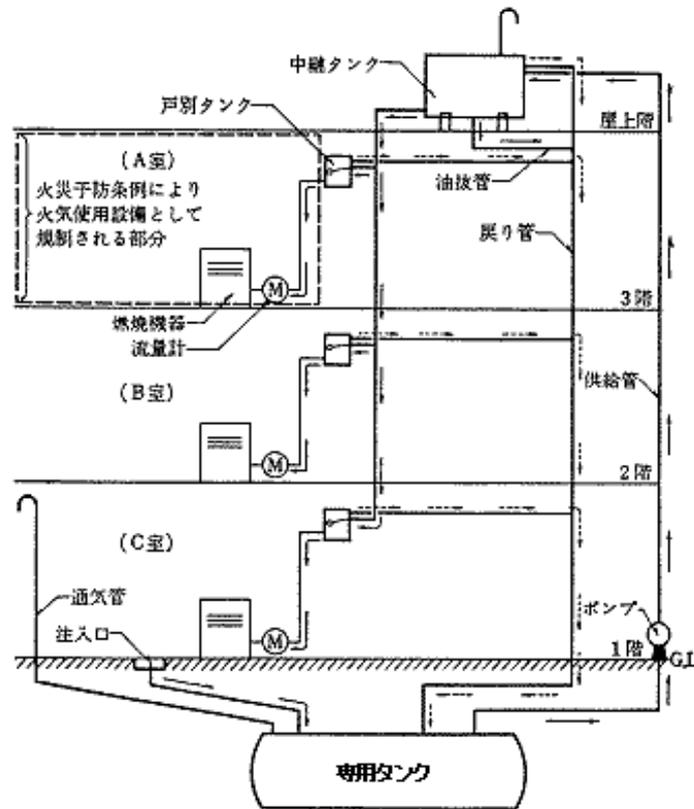
廃止する通知一覧

- 1 昭和 44 年 11 月 26 日付け消防予第 269 号消防庁予防課長通達「配管による灯油の供給施設に関する運用基準について」
- 2 昭和 45 年 5 月 4 日付け消防予第 83 号秋田県厚生部長あて予防課長回答「配管による灯油の供給施設の建築物制限」
- 3 昭和 45 年 8 月 4 日付け消防予第 159 号東京消防庁消防総監あて予防課長回答「配管による灯油の供給施設の設置対象物」
- 4 昭和 45 年 9 月 11 日付け消防予第 183 号北海道総務部長あて予防課長回答「配管による重油の供給施設」
- 5 昭和 56 年 7 月 29 日付け消防危第 98 号岐阜県あて危険物規制課長回答「配管による灯油の供給施設」
- 6 昭和 60 年 11 月 8 日付け消防危第 126 号北海道あて危険物規制課長回答「配管による灯油の供給施設の主タンク」
- 7 平成 12 年 3 月 14 日付け消防危第 24 号北海道総務部長あて危険物規制課長回答「階層住宅における暖房・給湯用燃料の供給システムについて」

例図 1 中継タンクを有する方式



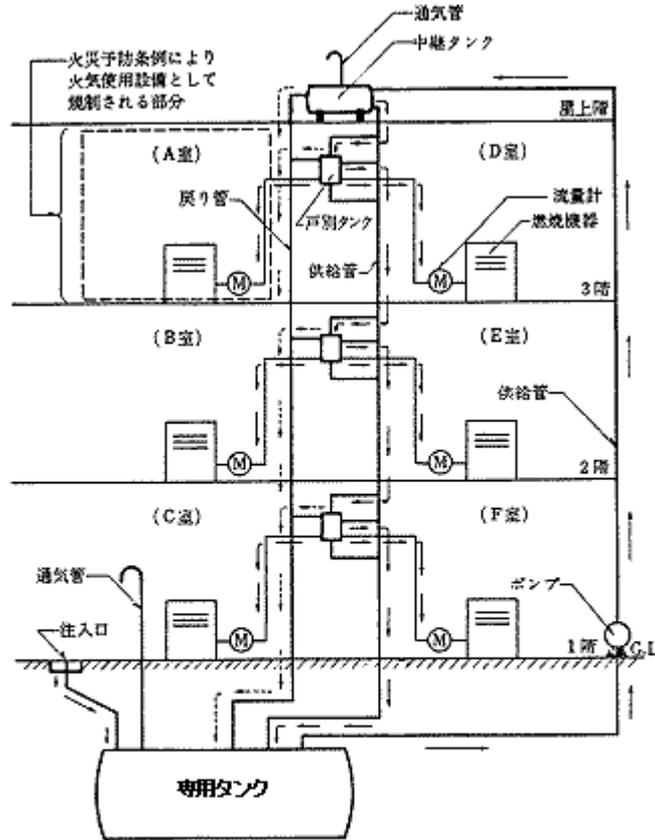
例図 2 - 1 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例 1）



〈注〉

1. —印は、油の流れる方向を示す。
2. - - -印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

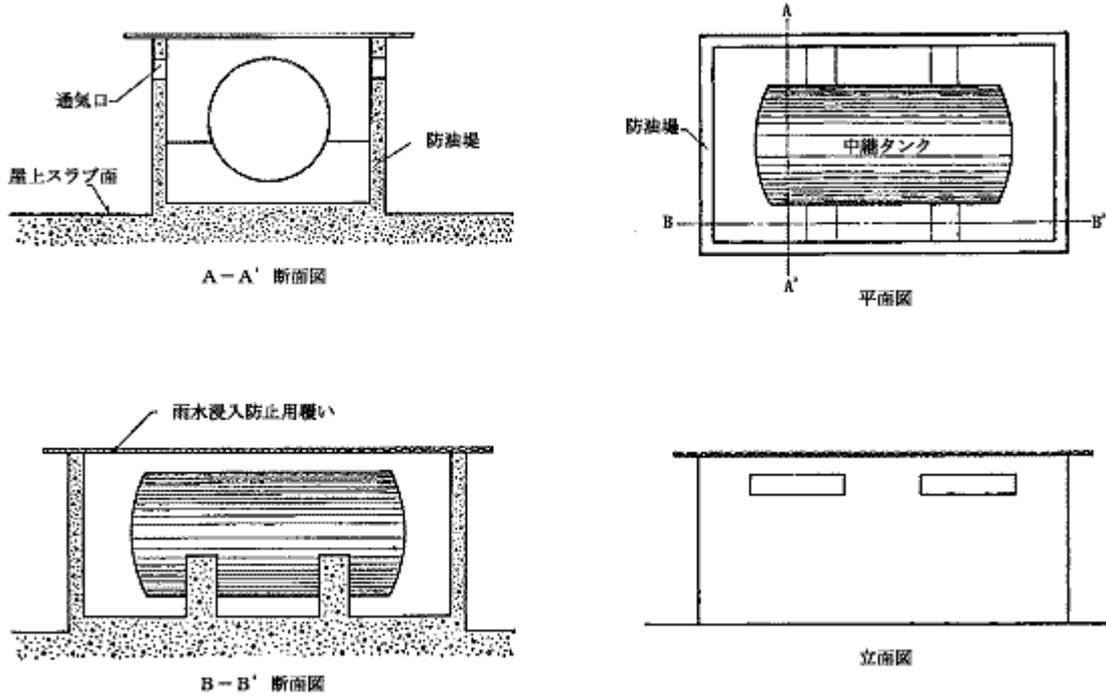
例図 2 - 2 中継タンクを有する方式の燃料系統図 (系統例 2)



<注>

1. —→印は、油の流れる方向を示す。
2. - - - -印は、油が過剰に供給された場合の掃選回路を示す。

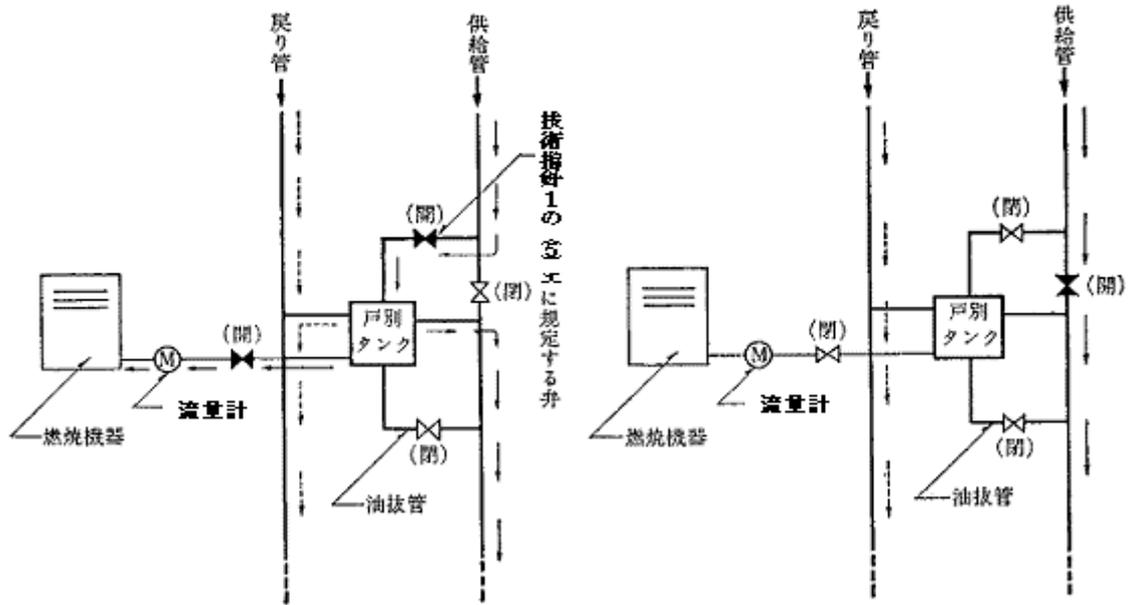
例図3 中継タンクの防油堤概略図



例図 4 - 1 燃料供給系統詳細図 (系統例 1)

(通常供給状態)

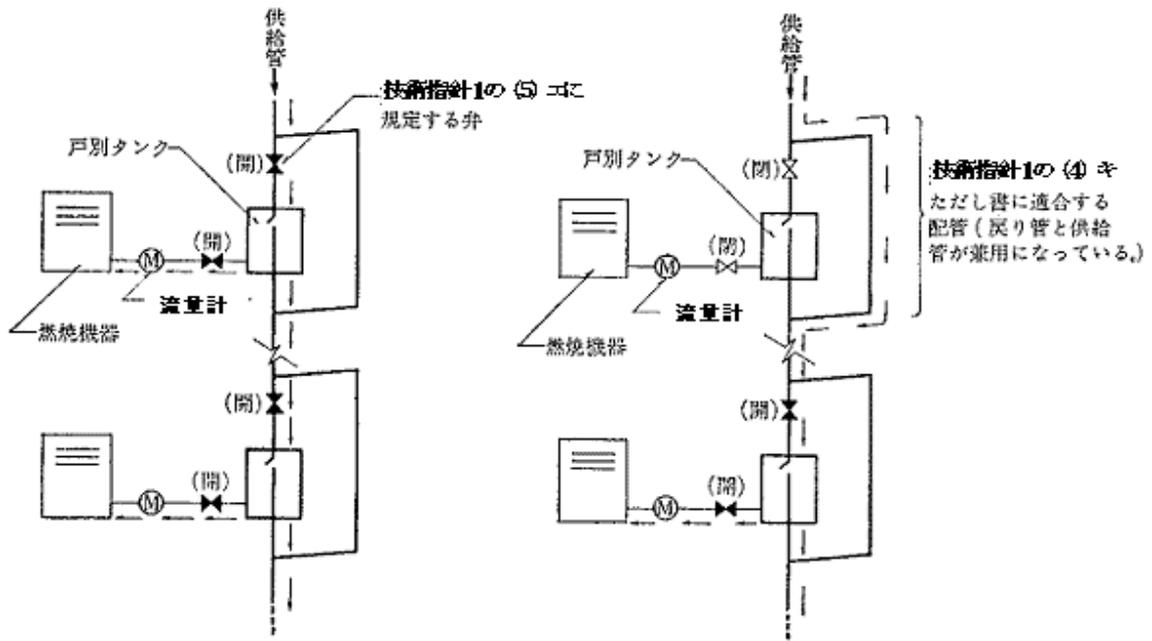
(部分的供給遮断状態)



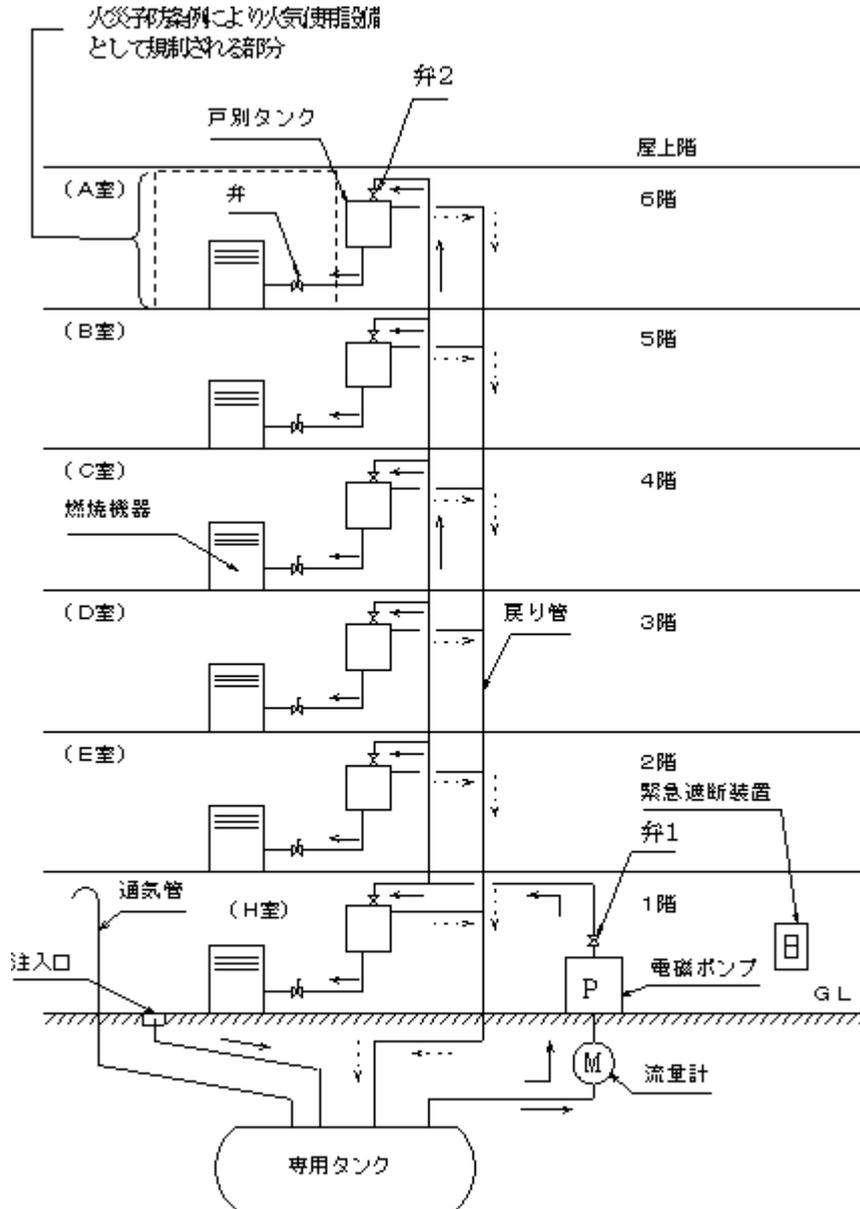
例図4 - 2 燃料供給系統詳細図(系統例2)

(通常供給状態)

(部分的供給遮断状態)

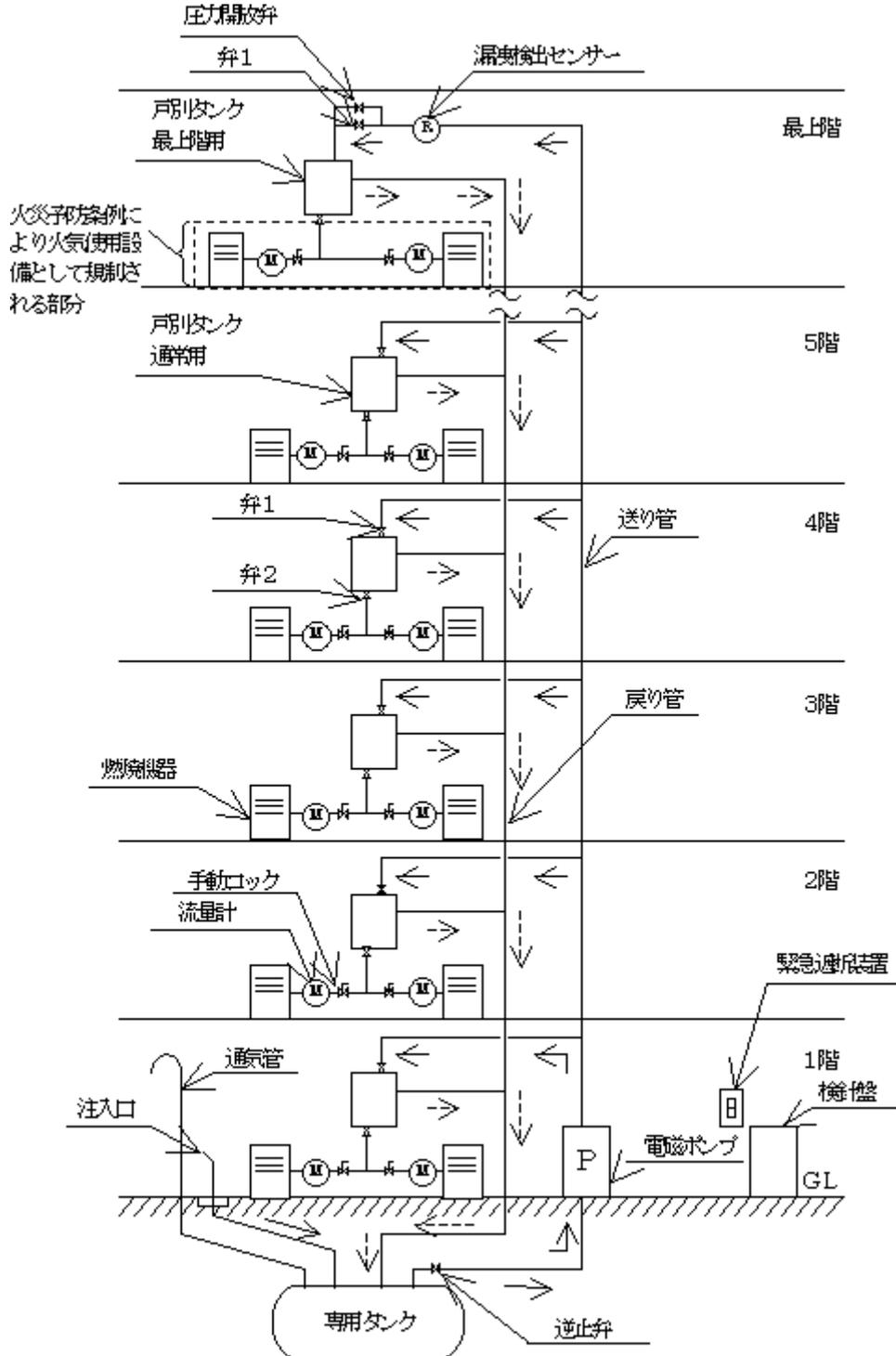


例図 5 - 1 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例 1）



- <注>1. 緊急遮断装置により電磁ポンプ停止、弁1、弁2は閉止、
 2. —→印は、油の流れる方向を示す、
 3. - - ->印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す、

例図 5 - 2 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例 2）



- <注> 1. 緊急遮断装置により電磁ポンプ停止、弁1、弁2は閉止。
 2. >印は、油の流れる方向を示す。
 3. ->印は、油の過剰に供給された場合の戻り回路を示す。

例図 6 - 1 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例 1)

